

○松下議長 通告８番目、９番、田畑昭二議員。総括方式で質問願います。

田畑昭二議員。

○田畑議員 ９番、田畑昭二です。

議長の許可を得ましたので、さきの通告に従いまして、総括方式で３点、質問いたします。

まず、１点目はごみ収集事業についてであります。

今年度よりふれあい収集事業が実施されます。この事業は、市長の行政報告にもありましたように、ひとり暮らしや同居する家族におきまして、養護介護状態や障害のある方の世帯の中で、ごみを決められた集積所まで出すことが困難な場合に、自宅まで直接ごみをとりにきていただくものであります。その際、日常生活の見守りや声かけのサポートもあわせて行っていただく事業であります。

そこで質問をいたします。この事業にあわせて、粗大ごみ等の取り扱いも同様に対応できないかお尋ねいたします。

２点目、早朝のごみ収集時におけるパッカー車のＢＧＭにつきまして、現在、「赤とんぼ」でＢＧＭがあります。この歌は童謡としては本当に素晴らしいものではありますが、「夕焼け小焼けの赤とんぼ」というイメージが強く、早朝にはふさわしくないように思います。早朝にマッチした活力あるまちにふさわしい元気になるようなＢＧＭに変更できないかお尋ねいたします。

３点目、昨年、クリーンセンター内にリサイクル工房が完成しましたが、そこでの事業はどういった事業がなされているか、また、さらなるごみの減量の観点からも他市ではリサイクル品の展示等を行い、市民の希望者には無料もしくは有料で提供しているところも多く、粗大ごみの減少と住民のニーズにもマッチした事業と思われませんが、市として取り組むお考えはないかお尋ねいたします。

大きな２点目、次に、市道移管についてお尋ねいたします。

市道移管につきましては、公共下水道事業に関連して、以前のような厳しい移管基準から緩和され、移管しやすくなっております。そこで、現在、移管希望をしております自治会は何件あるか。また、その進捗状況についてお尋ねいたします。

３点目、最後に消火栓及びホース格納箱の管理についてお尋ねいたします。

消火栓及びホース格納箱は、各自治会内に適材に配置されております。初期消火には大きな役割を担うものではありますが、中には老朽化したものや破損しているものも見受けられます。その点検及び補修はどのようにして対応されているのか。

また、先日ホース格納内の備品が盗難に遭ったと聞いておりますが、どのような

状況であったのか、あわせてお答え願います。

以上、よろしくお願いします。

○松下議長　ただいまの質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長　田畑議員ご質問１番目の１点目、ふれあい収集事業にあわせて粗大ごみ等も同様に対応できないかについてお答えいたします。

ふれあい収集は、ごみを集積所まで持ち出すことが困難な高齢者や障害者に対して、ごみ収集を支援する制度でございます。収集を行うごみ種について、可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみは、収集する曜日を決め、市職員が申請者宅までお伺いすることとしております。

また、粗大ごみ等につきましても、要望があれば随時収集として行ってまいりたいと考えております。

なお、収集に際しては、玄関先まで出していただくことを原則としておりますので、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

次に、２点目のごみ収集時のＢＧＭについてお答えいたします。

ごみ収集時のＢＧＭは、各地域のごみ集積所にごみ収集車が来ていることをお知らせするもので、長年、ポピュラーなメロディーである「赤とんぼ」を流してまいりました。そのため、市民の皆様方には、ごみ収集に際して流れる曲として定着しているものであります。また、県内９市のうちオルゴールを流している市は、和歌山市、田辺市、岩出市のみで、全て「赤とんぼ」となっております。こうしたことから、今後についても引き続き、現状の「赤とんぼ」といたしたく、ご理解のほどお願いいたします。

次に、３点目のリサイクル工房での事業についてであります。事業内容は、粗大ごみ等で回収した自転車やその部品を再利用し、リサイクル自転車として、年間５０台程度製作販売するものであり、今年度は文化祭とふれあいまつりで、合わせて５８台販売を行っております。

次に、さらなる減量の観点でとのことにつきましては、平成２６年度から行うふれあい収集事業において、回収される家具などについて、再利用できるものは、リサイクルを行うことができるよう検討してまいりたいと考えてございます。

○松下議長　事業部長。

○北村事業部長　田畑議員ご質問の２番目、市道移管についてお答えいたします。

市道移管を希望している自治会について、正式には３件で、ほか数件の問い合わせ

せがあります。全ての自治会において、認定要綱の基準についての説明を行い、現地も確認しております。認定要綱基準にある土地所有権の取得について、基準を満たすよう事業部でもお手伝いをしながら、各自治会において対応していただいているところです。

なお、認定要綱の基準が整い次第、順次議会に提案してまいります。

○松下議長 総務部長。

○佐伯総務部長 田畑議員ご質問の3番、消火栓及びホース格納箱管理についてお答えいたします。

火災時の消火活動に用いる消火栓は、消防法第20条第1項の規定に基づく消防庁通達による消防水利の基準に基づき設置してございます。また、ホース格納箱は、岩出市開発事業に関する条例に基づく、公共公益施設設置基準に基づき設置してございます。

消火栓及びホース格納箱の日常管理につきましては、地元の区・自治会及び地元消防団において管理を行っており、老朽化した消火栓、ホース、格納箱の修繕、とりかえなどは、原則的には区・自治会からの申請に基づき、市で修繕を行っております。

次に、消火栓が私有地にある場合の公道等への移設につきましては、個々のケースにより事情が異なりますので、総務課へご相談いただければ、対応させていただきます。

次に、消火栓の点検についてでございますが、那賀消防組合及び消防団において行っておりますが、水の濁りが懸念されることから、点検は目視にて行っているのが実情であります。

なお、火災時に消火栓の老朽化により、使用ができなかったケースはございません。

次に、ホース格納箱内の備品が盗難に遭った件でございますが、3月10日の夕方、消防団長から清水、宮地区において、ホース格納箱内の管鎗がなくなっているとの連絡を受け、翌11日に総務課職員において、近隣地区のホース格納箱を調査いたしました。調査の結果、さらに管鎗がなくなっている箇所があったことから、岩出警察署に届け出を行うとともに、消防団長から各分団へ市内全地区のホース格納箱の点検を命じ、現在、消防団による調査を行っているところであります。

なお、3月17日現在、16カ所のホース格納箱で、管鎗等がなくなっている現状であります。

○松下議長 再質問を許します。

田畑昭二議員。

○田畑議員 まず第1点目、ごみの収集におけるふれあい収集事業で粗大ごみの対応もいたしましょうということでした。ただ、玄関先まで出してもらいたいということでしたよね。単純に考えますと、障害者の方とか、また高齢者の方が、重たい粗大ごみを玄関先まで果たして出せるかなというのが単純な疑問なんです。そういうことで、いろいろ制約もあろうかと思いますが、少し柔軟に考えていただきまして、どうしてもちょっと前、玄関先へ家から出してほしいよという方に対しては、その都度、ケース・バイ・ケースがあろうかとは思いますが、少しそういう方に対してでも柔軟に対応できればありがたいかなと思うんですけど、その辺ひとつお答え願いたいと思います。

もう一点は、「赤とんぼ」、やっぱりもう非常に定着したBGMになっているので変更する気はないというお答えでした。別に「赤とんぼ」だから悪いとかいいとかっていう話じゃないんですけれども、ただ、イメージ的にやっぱり朝一番仕事に行こうかなというやさきに、やっぱり元気な岩出市民歌とか、そういうのが流れると、非常に元気いっぱい出られるのかなという単純な住民さんからの声なんです。

そういうことで、西野議員からの質問にお答えされたように、パッカー車を新しく購入した際には、チップ方式にしまして、いろいろなメロディーなり、また、音声が出せるように検討してまいりますという答弁でございました。そのときにまた、もし可能であれば、こういった曲もどうかなということで検討の1つに入れていただければありがたいかなと思いますけれども、答弁願います。

それと市道移管につきましては、3件、現在、正式に自治会から、今、要望を受けてどんどん進めておりますという答弁でした。中には、なかなか具体的に自治会として要望書をつくるまではいっていないけれども、早く何とかかなりたいよというところも相談していくところも結構あるとは聞いております。そういうところで、市としましても、できる限り自治会独自でなかなか動きづらい部分もありますので、そういった相談のあるところにつきましては、積極的に側面からでもどんどん応援してあげていただけたらありがたいかなと。また、非常に公共下水道事業にも寄与していくものだと思いますので、その辺、市として力を入れていただけたらありがたいと思いますので、ご答弁願います。

それと最後に、ホース格納箱の備品が盗難に遭ったということでございました。恐らくそれを売りに行っているんだと思います。しんちゅうか何かのそういうもの、

ホースの先やと思いますけれども。それを例えばまた、今度入れまして、また様子を見ますと、またとられたという、悪い言い方をしますとイタチの追いかけごっこみたいな、そういうことになりかねんと思いますんですが、その辺、市として今後の管理方針というのは、どのように考えていらっしゃるか質問いたします。

以上です。

○松下議長　ただいまの質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長　田畑議員の再質問にお答えいたします。

粗大ごみ等について玄関先までということではありますが、家の中までという、そういうことのご質問でございます。

要支援者等へのふれあい収集事業は、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯等の増加に伴い、年々ふえている状況であり、県内では半数の市が実施しており、全国的にも増加傾向にあると考えております。

回収場所といたしましては、その多くが、本市と同様、玄関先や家の敷地内に特定しており、不要となったものを家から持ち出す支援を行っている自治体はほとんどないのが実情でございます。

その主な理由として考えられることでございますが、さまざまなトラブルに至るリスクが想定されるためであるというふうに考えてございます。具体的には、家具や調度品等に傷ついたり、廊下、壁等を破損した場合の補償のトラブルが考えられます。また、収集後、家の中の貴重品など物がなくなった、あるいは、廃棄するものを間違えて持ち出されたなど、金品等の紛失に関するトラブルや、それ以外にも、高齢になるに従い判断能力が低下していくものであり、本人が廃棄すべきかどうかの見きわめができない状態であるにもかかわらず、本人の申請のみで緊急連絡先の登録者等への確認を行わず、勝手に持ち出されたなど意思疎通の不十分さが招くトラブル、さらには、廃棄するものの規格や家の構造上の事情により、運び出すことが困難な場合など、個別の事由に起因する対応が異なることによるトラブルなどが考えられます。こうしたことから、先ほどお答えしましたとおり、玄関先まで出させていただくことを原則としているものでございます。

しかしながら、議員ご指摘の点につきましては十分理解できるものであり、実際、不便を強いられている方がいないとは限りません。市といたしましては、当該事業の対象要件に該当する方であるかどうかの確認のため、申請者宅を訪問させていただき、種々聞き取りを実施することとしており、その点については、十分ご理解い

ただけるよう説明させていただくとともに、真にお困りの場合には、相談に応じ、適切に対応してまいります。

2点目の「赤とんぼ」の関係でございます。

これにつきましては、新たな車両の更新や音声発生装置の交換が必要となった場合には、西野議員の一般質問でもお答えしてまいりましたが、スピーカーを通じて呼びかけることのできる機種の導入を図ってまいりたいというふうに考えてございまして、その際にそのメロディーにつきましても検討していきたいと、このように考えてございます。

○松下議長 事業部長。

○北村事業部長 田畑議員の再質問にお答えいたします。

市道認定につきましては、希望される自治会と相談段階からのものも含め、市として積極的に取り組んでまいりたいと考えます。

○松下議長 総務部長。

○佐伯総務部長 田畑議員の再質問にお答えいたします。

今後のホース格納箱の管理方針はについてでございます。

まず、区・自治会及び消防団による日常点検の頻度を上げて対応していきたいと考えてございます。しかし、消火活動に用いるホース格納箱を施錠することはできず、紛失等が発見されれば、消防器具等の支給を繰り返すという状況であります。議員がおっしゃられるとおりでございます。

市では現在、消防団と協議をしているところでありますが、火災発生時の初期消火において、消火栓を用いて消火できる住民が少ないこと、それからまた、消火に当たっては、那賀消防組合及び消防団ともに、それぞれ所有するホース等を使用して消火活動を行い、ホース格納箱内のホース等を使用することがないということを鑑み、今後、宅地開発に当たっては、消防法に基づく消防水利の設置にとどめ、ホース格納箱の設置については、再考すべき点もあることから、今後、協議を行ってまいりたいと、このように考えてございます。

○松下議長 再々質問を許します。

田畑昭二議員。

○田畑議員 まず1点目につきましては、新しく購入された場合、パッカー車ですね、またいろいろ検討していただくということで、くれぐれもよろしくお願いしたいと思います。これは答弁いいです。

それと、ちょっと通告外になって申しわけないんですが、先日、新聞に載ってお

りまして、これは最後のほうの消火栓の話なのですが、震災時に、災害時に、横浜市でこれは既にあったということが新聞に載りました。どういったことが載ったかといいますと、消火栓から飲料水を可能にしたという、そういう記事が出ていました。どういうものかといいますと、ストッパー付きの開栓器を開発したというんですね。自由自在に飲めるように、消火栓から飲めるようにした。それをつけるわけですけども。そういう開発をして、これからも震災時には水の供給を行うように、横浜市としてはしたということが出ておりました。

ただ、震災時ですから、水道管が外れたりとか本管がずれたりして、もうもともとから断水をしなけいばいけないという場合は余り意味をなさないかなとも思うんですが、ただ、できるところは非常に給水車が来るまでの間でも、給水車を使わなくてもいけるということで、非常にメリットは大きいかなとも思ったりしますんで、当市におきましても災害時に役立つものと思われまますので、今後、研究、検討の余地があるんかなと思いますんですが、市としてのお考え、もしあれば聞かせていただきたいと思います。

○松下議長 総務部長。

○佐伯総務部長 田畑議員の再々質問にお答えいたします。

災害時における消火栓などを利用した資器材の対応についてのご質問でございます。現在、市においては、災害に遭った場合の相互応援協定というのを各事業者を含めた団体等と提携をしているところであります。きのう報告させていただいたように30の事業所等と締結を結んでおります。

議員ご提案の件でございますけれども、実は2月26日、本年ですけれども、民間事業者と災害時における配管資材の調達に関する協定というのを結んでおります。ここの事業所につきましては、災害時における水道業務にかかわる断水に対する資器材を提供する、その資器材の提供をするだけではなくて、飲み水を提供するための資器材を調達する、こういう協定書になってございますので、議員のご提案のような消火栓を利用した災害時の飲料水の確保という面からの協定も対応できるものではないかと、このように考えてございます。

○松下議長 以上で田畑昭二議員の一般質問を終わります。